

第4章 第3次計画における子ども読書活動推進のための方策

1 家庭における子ども読書活動の推進

(1) 家庭が担う役割

子どもの読書習慣は日常生活を通じて形成されるものであり、生活の基礎となる家庭生活の中で恒常的に読書に慣れ親しむことが重要です。

特に幼児期は、言語に対する関心が高まるとともに読書に対する興味関心が生まれる根幹となる時期であるため、言語能力、表現力等の育成や読み聞かせ等の読書活動が日常的に行われることが、子どもの読書習慣化の基礎となります。

就学期以降、家庭で子どもがスマートフォン等デジタル機器と接する時間が成長と共に増加することは、アンケート結果ですで見えてきたところです。読書習慣定着のためだけでなく、家庭で電子メディアとの付き合い方について、家族での話し合いやルール作りに一層取り組まれることが望まれます。

本計画では、2次計画に引き続き、家庭に求められる役割¹⁰を啓発するとともに、市教育委員会が次の取組を行うこととします。

(2) 具体的取組

ア ブックスタート事業の充実

- ・ブックスタート事業の内容と周知の工夫、それによる幼児期の読書活動の重要性の一層の啓発
- ・幼児期の子どもが本に親しむ機会の充実

イ 保護者に対する啓発

- ・広報誌等を通じた子どもの読書活動の重要性に関する啓発並びに小学校入学前説明会等の機会を活用したメディアコントロール等に関する啓発
- ・学校園と連携した啓発活動の充実

ウ 市立図書館による支援等

- ・自動車文庫による利用者の拡大
- ・市立図書館から学校・園、読み聞かせボランティア団体への図書の読み聞かせ備品等の貸し出しによる支援
- ・年齢に応じたブックリストの作成、「こどもとしゃかんだより」による啓発並びに図書館利用の促進
- ・市立図書館と学校司書等が連携した研修会等の開催

2 地域における子ども読書活動の推進

(1) 地域が担う役割

市内には多くの読書ボランティア団体があり、多くの学校園や市立図書館で読み聞かせ

¹⁰ 【家庭に求められる役割】子どもの読書活動の推進に関する法律6条「保護者は子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする」

等の活動を行っています。また、地域学校協働本部を設置している学校では、本部内のボランティアが朝読書の時間などで、読み聞かせや本の紹介を行い、子どもと本をつなぐ活動に取り組んでいます。

また、市立図書館は市民の読書活動の拠点¹¹であるとともに、子どもと本との出会いを支援する役割を担う社会教育施設です。その役割を果たすため、図書館は市民に広く利用・活用されることはもちろん、一層子どもの読書活動活性化のため、利用者の少ない地域へのアウトリーチなど、機能向上の取組が求められます。

本計画ではこれらの役割を果たすため、2次計画に引き続き次の取組を行うこととします。

(2) 具合的取組

ア 官民協働による子どもの読書活動推進

- ・子どもが本と出会う機会を提供するため、びぜんこども読書まつりをはじめとする啓発事業や読み聞かせ会を開催
- ・ボランティアの資質向上につながる研修会等の開催

イ 市立図書館の広報活動・啓発活動の活性化

- ・市立図書館が行う啓発事業等について、ホームページや市広報誌での広報をはじめ、公民館・学校園等も含めたより広い広報活動の実施
- ・自動車文庫の活用促進

ウ 市立図書館の幼児、児童・生徒向け蔵書の充実

- ・子どものニーズに応じた幅広い分野の児童図書を整備
- ・子どもが利用しやすい配架、展示の工夫

3 学校園における子ども読書活動の推進

(1) 学校園が担う役割

認定こども園・保育園¹²は、子どもたちが読書の楽しさを知り、子どもの読書習慣の根幹となる幼児期を過ごす重要な場です。アンケートでは、子どもが本に興味を持った理由に「園での読書活動の成果」と考える保護者が最も多くいることから、園は子どもと本を結ぶ場として、また保護者にその重要性を啓発する場としての機能も有しています。

小・中学校においては、図書館司書の全校配置もあり、学校図書室が活用しやすい場へと変化しています。朝読書などの定期的な読書活動が取り組まれていることも子どもと本の接点を広げる重要な部分です。(コラム3)

また、学校園は家庭と最も近い教育機関であることから、家庭と連携・協力しながら教育活動を展開することが可能です。

アンケートで明らかになった子どもとメディアの関係については、子どもの生活リズムの向上や学力向上の面からもメディアコントロールの取組として、学校園で既に取り組まれている活動です。これに子ども読書活動推進の視点を加え、展開されることが望まれます。

¹¹ 【読書活動の拠点】図書館法第2条

¹² 【認定こども園・保育園】令和2年度より、市内すべての幼稚園は認定こども園となる

す。

こうした学校園が有する機能を一層活用し、子どもの読書環境整備に取り組むことが求められます。

(2) 具体的取組

ア 図書室司書による読書活動推進

- ・ 図書館内の展示やポップの工夫をはじめ、児童・生徒が利用しやすい図書室運営
- ・ 市立図書館、県立図書館と連携した学校図書室図書、学級文庫図書の定期更新・授業資料提供等による読書環境・学習環境の充実
- ・ ユニバーサルデザインの観点による、学習障害等のある子どもが読書に親しめる配架・選書等、読書環境整備

イ 朝読書等、学校園での恒常的な読書活動の推進

- ・ すでに定着している朝読書や園での読み聞かせ等の取組を継続するとともに、児童会、生徒会によるブックトーク¹³やビブリオバトル¹⁴等を取り入れた読書活動推進
- ・ 子ども読書の日¹⁵、読書週間¹⁶等を活用した啓発・広報

ウ ボランティア活用等による読書活動推進と家庭への啓発

- ・ 地域学校協働本部等、ボランティアによる読み聞かせやブックトーク等の実施
- ・ メディアコントロールによる読書時間、学習時間創出のため、児童生徒に対するメディアコントロール週間やメディアリテラシーに関する学習等の実施
- ・ P T A活動等を通じた保護者に対するメディアコントロールに対する啓発

4 総合評価

上記の諸施策等を実施することで、2次計画に続き次のとおり未読率を3割程度低減させることを総合的な目標とします。(アンケート比較)

総合指標

学年等	現状値	目標値
小学2年生	3.0%	2.1%以下
小学4年生	2.6%	1.8%以下
小学6年生	3.0%	2.1%以下
中学2年生	16.4%	11.5%以下
高校2年生	58.1%	41.0%以下

5 計画期間

¹³ 【ブックトーク】 テーマに沿い、複数の本の内容を紹介し、読書意欲を喚起する活動

¹⁴ 【ビブリオバトル】 複数の発表者が自分がおもしろいと思う本の魅力を紹介し、聴衆がどの本を読みたくなったかを多数決で決める書評合戦

¹⁵ 【子ども読書の日】 「子どもの読書活動推進に関する法律」により4月23日と制定されている

¹⁶ 【読書週間】 1947年から開始。10月27日から11月9日までの2週間

本計画は、令和2年度から概ね5カ年とします。

6 財政上の措置

市は本計画に掲げた目標を達成するため、法律に基づき、必要な財政上の措置その他を講ずるよう努めます。

コラム3 学校図書室の活性

小学校では、児童の学校図書室利用の頻度が高まっています。

伊部小学校を例にとれば、アンケートで1カ月に複数回図書室を利用する児童が2年生と4年生が100%、6年生で76%となりました。毎日利用すると回答した児童は2年生では31%でした。

また、始業前に開室し、行事等で忙しく、低下しがちな高学年児童の利用を高める工夫をしています。

また、各教科の学習での図書室の利用は、年間指導計画に組み入れ、計画的に行われています。児童会活動では、図書委員による読み聞かせ会などの取組を通じ、子どもたちの手による本に親しむ雰囲気づくりが進められています。

夏休みには自由研究のために開室したり、備前中学校のお兄さん、お姉さんによる読み聞かせ会が行われたりと、1年間を通じて多様な活用が行われています。学校内に併設されている放課後児童クラブの子どもたちも図書室を利用しています。

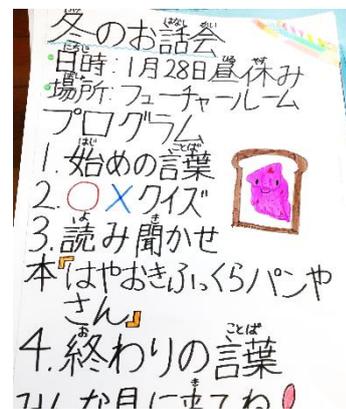
こうした取組には、図書館司書の果たす役割が大きいことは言うまでもありません。



にぎわう業間休みの図書室



授業での図書室・図書室図書の活用



図書委員会の活動